

都道府県知事用アンケートの意見とりまとめ

設問Ⅰ 今後の汚水処理事業のあり方について

問Ⅰ

都道府県知事として汚水処理事業の将来展望についてどうあるべきかお考えをご記述ください。また、その将来展望を実現するにあたっての課題あるいは解決策について、お考えをご記述ください。

① 効率的な汚水処理施設整備の推進のための都道府県構想策定の有効性

社会情勢の変化や住民の意向の把握等を反映しつつ、省庁の区分にとらわれることなく地域の実情にあった計画的かつ効率的な汚水処理施設整備の推進が不可欠。これを実現するためには、市町村が適切な整備手法を検討・選定し、汚水処理整備事業を実施するための都道府県構想の策定が有効と考える。

② 健全経営の実現に向けた国の財政支援

汚水処理施設整備の促進においては、市町村が大きな役割を担っているなか、各市町村の財源状況は厳しい現状にある。よって、健全経営の実現のため、国においてはそのための十分な財源確保や更なる財政支援が必要。

③ 未普及地域の整備推進、水環境保全の観点からのソフト対策も含めた重点的取り組み

汚水処理施設整備はナショナルミニマムとして未普及地域については汚水処理事業の整備推進が必要。閉鎖性水域を有している地域等では、水環境保全の観点から引き続き重点的に取り組まなければならない。また、各汚水処理施設整備の推進等のハード事業のみならずソフト対策にも取り組んでいくべき。

④ 施設の老朽化対策、既存施設の有効活用・共同利用・統廃合

施設整備が進んでいる地方公共団体については改築・更新など継続的・安定的な施設運営が必要。また、人口減少下や施設の老朽化による改築更新の増大等の社会情勢の変化等もふまえ、既存施設の有効活用や共同利用、統廃合の検討は必要。

⑤ 事業連携促進のための制度拡充、諸手続の簡素化、行政部局や事業制度等の効率化・一元化

省庁の区分にとらわれることなく、財産処分や移管手続きの簡素化等をはじめとした連携の強化、新しい事業枠組み※、管理の一元化を図る仕組みづくりの検討や、汚水処理事業ごとに差がある各制度の整合性の検討（ひいては国の制度、事業執行体制の効率化・一元化等）することも必要。また、より実効性のある計画策定、計画見直しの迅速化・合理化の視点からも、市町村や関係部局との連携を密にする必要がある。

※「新しい事業枠組み」の具体例

- ・ 地方が自由度を持った、地域実情に応じた一体的整備が可能となる仕組み
- ・ 山間部や人口密度の低い地域等での整備促進に寄与するような、設置者や市町村の負担軽減のための支援制度拡充や要件緩和
- ・ 経済産業省の電源立地地域対策交付金制度の活用など、三省以外の省庁も含んだ事業連携
- ・ し尿の下水処理場投入に必要な施設整備に係る支援や接続率向上に必要な接続支援制度の充実
- ・ 高齢者対応支援策の創設
- ・ 単独浄化槽の合併浄化槽への転換が促進されるよう、単独浄化槽の撤去に係る補助上限額の撤廃とその設置に要する国の補助率の引き上げ

⑥ 住民ニーズを踏まえた計画策定

住民視点の観点からは、住民ニーズを踏まえた計画策定・見直し、汚水処理施設の整備進捗の適宜公表などに取り組む。

設問Ⅱ 汚水処理施設の役割について

汚水処理施設の整備に関しては、市町村が地域の特性に応じ、経済性等を考慮して、区域ごとに適切な汚水処理施設整備手法を選定（都道府県構想の元となる市町村が策定する計画）したうえで整備を進めているところです。都道府県においては、各市町村の計画に基づき広域的な観点から所要の調整・検討を行い、都道府県全域を対象とした汚水処理施設に関する総合的計画として都道府県構想を策定しているところです。

問Ⅱ-1

都道府県構想策定に際しての都道府県の役割について、どうあるべきかお考えをご記述ください。

※問Ⅱ-3,4の回答も含む

問Ⅱ-3 都道府県構想策定の際に都道府県として市町村とどのように調整・検討しているかご記述ください。

問Ⅱ-4 都道府県構想策定の際に、県下の市町村長や第三者（学識経験者、市民等）等の意見を聞くなどより良い構想を策定するために行った取り組みについてご記述ください。

① 市町村への情報提供、意見調整等の支援、広域的な見地からの助言等

市町村が策定する計画を基本とするため市町村の意向を基本的にはふまえるものの、各市町村が効率的・効果的な地域の実情に応じた汚水処理整備手法を選定できるように、省庁の区分にとらわれず、各市町村が多く選択肢を持てるような多くの情報を市町村に提供し、市町村が計画策定や事業実施の際の支援をする。

また、必要に応じて市町村における意見調整を行い、広域的な見地から市町村間や異なる事業間における汚水処理施設の連携や統廃合など、効率的・効果的で、計画の実現性にも重視した整備手法についての助言や支援を行う。

その際には、各市町村の策定進捗状況や課題解決に関しての個別のフォローアップを行うなどして、全体のスケジュールが円滑に進むような調整を行う。

② 統計的・技術的な考え方の統一、市町村意見の尊重

各市町村が計画を策定し、とりまとめるにあたっては、検討に必要なガイドラインなど、統計的・技術的な考え方の統一を図りつつも、各市町村が抱える固有の問題を十分に把握し、意見を尊重する。

③ 県全域を俯瞰した課題の指摘や調整

計画策定時の将来人口フレームとりまとめ等の基礎的作業の支援や市町村の上位計画へ

の整合性の確認だけでなく、水質環境基準達成など、全県を俯瞰した課題の指摘や調整を行い、県としての全体的な方向性や道筋を示す。

④ 住民意見等多方面の意見の計画への反映

構想の検討段階において、汚水処理施設整備に関するアンケート等による県民のニーズの把握、学識経験者等を含む委員会等の設置など、各方面から意見を聴取し、構想に反映させるための取り組みも必要。さらに、市町村が実施するパブリックコメントの後、県レベルでのパブリックコメントを実施し、住民意向の反映を強化する。

⑤ 流域下水道事業の事業主体として市町村との連携・調整

県が事業主体となる流域下水道事業については、既定の事業計画と整合を保つことが重要であるため、広域的な観点から、構想の策定段階において関連市町村との連携を一層密にし、調整を図ることが必要。

(以下の質問につきましては、都道府県構想を策定される策定主体としてお伺いいたしません。直近に策定した都道府県構想についてお答えください。見直し中の場合には、可能であれば見直し中の都道府県構想についてお答えください。)

問Ⅱ-2

都道府県構想策定の際の検討実施体制及び検討主務部局についてご記述ください。(※検討体制表等の資料があれば、併せて添付ください。)

- ・多くの都道府県では、関係する複数の担当課（平均 5 部署）により構成される委員会を設置し、検討している。代表市町村からの参加もある。
- ・検討主務部局としては、下水道担当部局の他、環境部局が主務部局となっている都道府県もある。